SAPPORO

障害者差別解消法について

平成28年（2016年）4月からはじまります。

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目ざしています。

このコードは、視覚に障がいがある人への情報提供を目的に作られた“音声コード”です。専用の活字文書読み上げ装置で、活字の情報を音声で聞くことができます。
※一部のスマートフォンアプリでも読み取りができます。

札幌市

障がいを理由とする差別

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

合理的配慮

障がいのある人からの求めに応じ、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除くために必要で合理的な配慮(※)が求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

この法律のポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
役所	してはいけない	しなければならない
会社・お店など	してはいけない	するように努力する

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店などは、できるだけ努力することになっています。

会社・お店などが適切に対応するために、国は必要な指針(対応指針)を業種ごとに定めています。　対応指針 内閣府のホームページ　http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html

また、どんな対応をしたか、役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意されることがあります。

※社会的障壁について

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るには、さまざまな困難(＝社会的障壁)があります。

例としては、街なかの段差(車いすを使っている人は進めなくなります)、漢字ばかりの書類(理解しづらい人がいます)、また制度や慣行、障がいのある人に対する理解不足から生じる偏見などさまざまです。

※合理的配慮について

どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別ケースにより異なります。

例としては、車いすを使っている人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することが挙げられます。

音声コード

■札幌市では、「障がい者」等を標記する際、「害」という漢字に否定的な意味があるため、法律名等の固有名詞以外は、ひらがなを用いることとしております。

障がいごとの合理的配慮 ～お願いしたい配慮とサポート～

障がいのある人（障がい者）については、「障害者基本法」において以下のとおり定められています。

- 身体障がいのある人
- 知的障がいのある人
- 精神障がいのある人
- 発達障がいのある人
- その他心身の機能に障がいのある人（難病の人など）

障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある人

“障がい”といってもそれぞれ違いがあり、障がいの程度にも差があります。また、いくつかの障がいを持っている人もいます。そのため、障がいのある人“ひとりひとり”に対する合理的配慮は違ってきます。

肢体不自由

肢体不自由とは病気や事故などにより、手足や体幹に障がいが生じている状態です。

歩く、座る、手や指を使って作業をする、話すなど日常のさまざまな動作に困難があります。また、手足の動きや表情が思うようにならなかったり、体温の調整が難しかったりすることがあります。

肢体不自由の人が困っていたら

車いすを使っている人や杖を使っている人にとって、狭い通路やわずかな段差、お店などのドアの開閉は大きな妨げとなり、ほんの少しの手助けが行動を楽にさせてくれます。

助けが必要なときは、声をかけサポートをお願いします。

電車やバスを利用する場合、足が不自由で立っていることが困難な人や、手や腕が不自由でつり革や手摺につかまることが困難な人がいますので、座席を譲るなどの配慮をお願いします。

肢体不自由の人の中には、スムーズに話したり、文字を書く、お金を取り出すなどといった、手や指を使う細かな作業をすることが困難な人がいます。

このような人と接するときには、筆談のためのメモや筆談ボードを使って要件を確認したり、手助けが必要かたずねるなど、それぞれの人に応じた配慮をお願いします。

音声コード

内部障がい

内部障がいとは内臓機能に障がいが生じている状態です。心臓や呼吸器、ぼうこう・直腸、腎臓などの内臓機能が低下しているため、疲れやすかったり、体力が低下していたりします。

また、人工透析を受けている人や人工肛門（ストーマ）を使用している人もいます。

外見だけではわからない障がいがあります

内部障がいは外見ではわかりにくく、周囲の人に理解されにくい障がいのため、体がきつくても、周囲の人に言えず苦しんでいることがあります。

外見ではわからない障がいがあることをご理解ください。

視覚障がい

視覚障がいとは見えにくい、まったく見えないなど、視覚に何らかの障がいが生じている状態です。“見えにくい”とは、「細部がよくわからない」「見える範囲が狭い」などの状態です。

白杖SOSシグナル
普及啓発シンボルマーク

視覚障がいのある人が困っていたら

細い白い杖（白杖）や点字ブロックなどにより、周囲の状況を把握しながら一人で外出できる方も多くいます。

白杖を頭上50cmぐらい掲げて周囲の方にサポートを求める合図（白杖SOSシグナル）を見かけるなど、視覚に障がいのある人が困っている様子を見かけたら、まず声をかけてください。

声をかける時には、できるだけ前方から声をかけてください。

また、説明や案内などをするときは、「それ」や「あっち」などの言葉はさけ、「（ものの名前）」や「まっすぐ」など具体的な言葉を使ってください。

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）について

視覚や聴覚、肢体などに障がいのある人をサポートする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」をまとめて、身体障害者補助犬といいます。

補助犬はペットではなく、障がいのある人のパートナーであり、さまざまな場所に同伴することができます。身体障害者補助犬法では、「犬だから」という理由で補助犬がお店などに入ることを断ってはいけないことになっています。

また、街なかで補助犬を見かけても、触ったり、食べ物を与えたりしないでください。訓練を積んでいますが、気が散ってしまい一緒にいる障がいのある人が危険になることがあります。「仕事中」であることをご理解ください。

音声コード

聴覚障がい

聴覚障がいとは聞こえにくい、まったく聞こえないなど、聴覚に何らかの障がいが生じている状態です。聞こえ方はさまざまで、補聴器や人工内耳などを使っている人もいます。

聴覚障がいのある人が困っていたら

聴覚障がいは外見ではわかりにくく、周囲の人に気づかれにくい障がいです。

音で情報を得ることが難しいため、「困っているのかも・・」と思ったら、筆談などで情報を伝えてください。

また、聴こえを助ける補聴器や人工内耳を使っていても、言葉がはっきり聞き取れないので、正面で、普通の大きさではっきりと口を動かして話しかけてください。

聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段

聴覚に障がいがある人とのコミュニケーション手段には、次のようなものがあります。どのような方法をとればよいのか、本人に確認することが大切です。

- ◆手話（手や指、表情の動きで単語や文字を表す）
- ◆筆談（互いに文字を書く）
- ◆読話（口話。相手の口の動きで言葉を読み取る）
- ◆要約筆記（話の要点を、パソコンや手書きで文字にして伝える）
- ◆スマートフォンやタブレットなどの電子機器の活用

視覚と聴覚の両方に障がいがある人（盲ろう者）について

視覚と聴覚の両方に障がいがある人は、情報を得ることが極端に限られるため、周囲のサポートが大切です。外出する時などには訓練を受けた支援者が同伴することも多くあります。

災害などの緊急時には、状況を判断するための情報を得たり、自分から周囲に支援を求めたりすることが難しく、積極的なサポートをお願いします。

音声コード

知的障がい

知的障がいとは、おおむね18歳までの発達期に知的な機能の発達に障がいがあらわれ、日常生活を送るうえで、何らかの支援が必要な状態です。

話の内容をうまく理解できない、日常生活の動作に介助を要する、読み書きや計算が難しいなど、障がいの状態はさまざまですが、周囲の理解や支援によって、仕事をしたり社会生活を送っています。

知的障がいのある人とのコミュニケーションについて

笑顔で、ゆっくり、わかりやすい具体的な言葉で話しかけてください。難しい言葉や複雑なことは理解しにくいことがありますが、子どもに話すような言葉使いはせずに、知的障がいのある人の自尊心を尊重し、その人の年齢にふさわしい対応をしましょう。

書類などは、漢字にふりがなを振るなどの配慮により、わかりやすくなる人もいます。

精神障がい

精神障がいとはうつ病などの気分（感情）障がいや統合失調症に代表される精神疾患により、不安や不眠、幻覚や妄想などの精神症状や身体症状が現れている状態です。精神障がいといっても種類や症状はさまざまであり、脳の病気の「てんかん」なども精神障がいに含まれます。

精神障がいのある人に対する誤解と偏見

ストレス社会の現代において、うつ病などの精神疾患は誰もがなりうる身近な病気です。

精神疾患を持つ多くの人が、服薬やカウンセリングなどの医療的な治療により、症状をコントロールしながら日常生活や社会生活を送っています。

精神障がいのある人は、「精神疾患による症状のために生活のしづらさを持った人」であり、誤解や偏見に基づく先入観を持たずに、接することが大切です。

音声コード

札幌市役所では、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」を決めており、市役所全体で、障がいのある人への差別の解消に取り組むこととしています。

札幌市の障害者差別解消法のホームページ
http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sabetukaishou/sabetukaishou.html

発達障がい

発達障がいとは、広汎性発達障害（自閉症など）、注意欠陥多動性障害、学習障害などを総称した名称であり、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいにより、他の人とのコミュニケーションなどに困難が生じている状態です。

発達障がいのある人の中には、優れた能力を発揮している人もいて、周りから見て障がいがあることがわかりにくい人もいます。

発達障がいの特性

広汎性発達障害（自閉症など）

他の人との社会的関係を作っていくのが難しかったり、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいです。言葉の発達に遅れがある人もいますが、記憶力が優れていたり、芸術や研究などに力を発揮するなど、多彩な才能を持つ人もいます。

注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力（集中できない）、多動（じっとしていられない）、衝動的に行動すること（考えるより先に動く）などを特徴とする行動の障がいにより、学校生活などの社会生活に支障をきたすものをいいます。

学習障害

全般的な知的発達の遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定のものを学習することや行うことが苦手です。

発達障がいの人が苦手なこととサポート

人混みや音などの刺激が苦手な場合

気になる刺激をできるだけ少なくし、環境を整えることが大切です。

あいまいな言葉が理解しにくい場合

具体的でわかりやすい言葉を使ったり、写真や絵などを見せながら伝えるとわかりやすくなります。

見通しが持てず、不安になる場合

スケジュール表などを活用して、次の予定を伝えるようにしてください。

また、発達障がいのある人の中には、周囲の状況や人の表情から気持ちを読み取ることなどが苦手な人もいます。「○○しない」ではなく、「○○しましょう」と具体的にどのようにしたら良いかを伝えてください。

音声コード

高次脳機能障がい

医学等の場面で用いる「高次脳機能障がい」とは、意味が異なる場合があります。

高次脳機能障がいとは、事故や病気などで脳に損傷を受けたことにより、注意・思考・記憶・行為などに困難が生じている状態です。

症状のあらわれかたはさまざまですが、周囲の人が理解しにくいばかりでなく、本人も自分の障がいを十分に認識できないことがあり、適切な支援が受けられないと、誤解やトラブルなどにつながることがあります。

高次脳機能障がいの人が苦手なこととサポート

気が散りやすい、うっかりミスが多い場合

集中しやすい環境作りを心がけ、内容確認の声かけを行ってください。

思い出せない、覚えられない場合

メモやスケジュール表などで視覚化したり、1度に伝える情報量を少なくしたりして伝えるようにしてください。

計画が立てられない、要領良くできない場合

作業の手順をわかりやすく示すようにしてください。

難病

難病とは、原因も治療法も医学的に確立していない病気で、長期にわたる療養が必要なことから、本人や家族の身体的・精神的・経済的な負担が大きい病気のことです。

難病には、さまざまなものがあり、また同じ病気の種類でも、個人によって、症状はさまざまです。また、外見からは、難病であることがわかりづらい人が多いです。

定期的に、薬を飲んだり、病院に通ったり、休息が必要な場合もありますが、症状に合わせた配慮があれば、多くの人が仕事をしたり学校生活、社会生活を送ることができます。

平成25年4月に「障がい者」の範囲に「難病」の患者が加わりました。

音声コード

障害者差別解消法に関する問い合わせ

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎3階
電話番号：011-211-2936
ファクス番号：011-218-5181

点字版のパンフレットをご用意しています。ご希望の方はお問い合わせください。

※このパンフレットは、可能な範囲内で、知的障がい者などでもわかりやすい表現を用いて作成しております。

※このパンフレットは、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの人に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作成しております。

さっぽろ市
02-E04-15-2061
27-2-1193